

磐田市シニア向けテレビゲームスポーツ交流サポーター事業実施要領

1 目的

この要領は、テレビゲーム機材を活用した高齢者の社会参加の促進、生きがいづくり、仲間づくり及び多世代交流による介護予防推進のため、交流サポーターの役割及びテレビゲーム機材の利用について必要な事項を定める。

2 交流サポーターの役割

本事業における交流サポーターは、以下の役割を持つ。

- (1) 高齢者向けテレビゲームスポーツ体験会の開催及び開催補助
- (2) 高齢者向けテレビゲームスポーツ体験会における安全管理
- (3) テレビゲームスポーツによる介護予防効果の普及啓発

3 交流サポーター認定要件

次に掲げる要件のすべてに該当する者を、交流サポーターとして認定する。

- (1) 市が指定する講座を受講した者
- (2) ボランティアや介護予防の活動に興味がある者
- (3) 18歳以上の者

4 遵守事項

交流サポーターとなった者は、次に掲げる事項を遵守すること。

違反した場合は交流サポーターの認定を取り消す。

- (1) 体験会に参加する方の安全を確保すること。
- (2) 交流サポーター活動によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。交流サポーターでなくなった後においても同様とする。
- (3) その他、次に掲げる行為又はそれにあたるおそれのある行為は行わないこと。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 犯罪予告、犯罪の指南等、犯罪を引き起こし、または助長するおそれのある行為、そのほか犯罪行為に関連する行為
 - ③ 交流サポーター活動中における営利行為
 - ④ 公序良俗に反する等、本事業の交流サポーターとしてふさわしくない行為

5 市が保有するテレビゲーム機材の利用対象

市が保有するテレビゲーム機材（以下「テレビゲーム機材」という。）を利用できる者は、市の認定を受けた交流サポーターかつ、以下の(1)～(6)に該当する団体に対する体験会の開催又は開催を補助する場合に限る。

- (1) 65歳以上の市民で構成された団体又は公募により集まった集団であること。
- (2) 営利を目的とする団体でないこと。

- (3) 市内で活動する団体であること。
- (4) 屋内で開催する体験会であること。
- (5) 機材利用時に飲食を伴わないこと。
- (6) 特定の宗教活動又は政治的活動を目的としないこと。

6 利用制限

1 回の利用期間は連続する 3 日以内とする。ただし、土日・祝日を含む場合はこの限りではない。

機材の利用は、体験会を実施する 1 団体あたり、1 年度内で最大 5 回までとする。

7 利用できる機材

交流サポーターはテレビゲーム機材を利用できる。

交流サポーターが利用できるテレビゲーム機材は、別紙「テレビゲーム機材一覧」に定めるものとする。

8 利用の手続

交流サポーターがテレビゲーム機材を利用するときは、テレビゲーム機材利用申請書（様式第 1 号）を、開催日の 3 か月前から 1 週間前までに、市に提出すること。

申請があった場合、市はその内容を審査し、利用を許可するときは機材利用承諾通知書（様式第 2 号）により、不許可するときは機材利用不承諾通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。

市は、承諾後に次の各号のいずれかに該当する場合は、承諾を取り消すことができる。承諾の取り消しにより申請者又は第三者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

- (1) 機材が故障等の理由により利用できないとき。
- (2) 交流サポーターが法令若しくは本実施要領に違反したとき。
- (3) 交流サポーターが偽り、その他不正の行為により利用の承諾を受けたとき。

※電子申請（Logo フォーム）に対応しており、電子申請の方には、承諾通知及び不承諾通知をメールにより送付する。

9 機材の費用負担

テレビゲーム機材を利用する際の運搬や管理に係る費用は、交流サポーターの負担とする。

10 機材の維持管理

テレビゲーム機材を利用する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) テレビゲーム機材を適切に管理、使用し、破損および紛失等のないよう十分注意すること。

- (2) 本来の目的以外に使用しないこと。また、申請時に記載した使用場所以外では使用しないこと。
- (3) テレビゲーム機材を転貸、譲渡しないこと。
- (4) テレビゲーム機材の利用に伴い、著作物の使用許諾などの手続きが必要になった場合は、交流サポーターが責任を持って適切に手続きをすること。

11 機材等活用の責任

交流サポーターは、故意又は過失により機材を破損し、又は紛失したときは、直ちにその状況を市に報告し、その損害を賠償する。

12 傷害の補償等

交流サポーターとして活動中の事故により傷害を被り、又は第三者に損害を与えたときは、市が加入している保険により、これを補償し、又は賠償するものとする。ただし、交流サポーターの責めに帰すべき事由により傷害を被り、又は第三者に損害を与えたときはこの限りでない。

交流サポーターと支援を受けた団体の間に発生したトラブルについては、当事者間で解決を図ることとし、市は責任を負わないものとする。

13 利用の報告

交流サポーターは、申請書に記載した期間内に、テレビゲーム機材利用報告書（様式第4号）を提出し、市が指定する場所に機材を返却する。

なお、利用報告書は電子（Logo フォーム）による提出も可能である。

14 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この実施要領は、令和7年8月1日から施行する。

別紙 テレビゲーム機材一覧

種類	数量	備考
Nintendo Switch ・本体（ゲーム機、ドック、ACアダプター） ・コントローラー 2個 ・HDMI ケーブル 1本 ・ストラップ 2本	1	
ソフト（Nintendo Switch Sports）	1	
太鼓（本体、ばち2本） 2セット ソフト（太鼓の達人） すべり止めマット 2枚	1	

様式第 1 号

テレビゲーム機材利用申請書

年 月 日

磐田市健康福祉部福祉政策課長 様

申込者 氏 名
住 所
連絡先

テレビゲーム機材を利用したいため以下のとおり申し込みます。

利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
対象団体	特定団体 団体名 () 代表者 () 住 所 () 連絡先 ()	公募による集団 人数 () 人 募集情報 方 法 (例：メール、チラシ等) 募集先 (例：交流センター)
利用目的	☐ 体験会の開催 ☐ 体験会の開催補助（手伝い） ☐ その他 ()	
利用場所		
利用機材	☐ ゲーム機本体 (Nintendo Switch) ☐ 「Nintendo Switch Sports」ソフト ☐ 「太鼓の達人」ソフト・専用太鼓	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利用に関する 誓約事項	○テレビゲーム機材を利用している間、利用者の安全を確保し、かつ機材を適切に利用・管理できる方を2名以上配置します。 ○故意又は過失により機材を破損し、又は紛失したときは、直ちにその状況を市に報告し、その損害を賠償します。 ○その他、磐田市テレビゲームスポーツ交流サポーター事業実施要領を遵守し、かつ市の指示に従って使用します。	

様式第2号

テレビゲーム機材利用承諾通知書

年 月 日

様

磐田市健康福祉部福祉政策課長

年 月 日付けで申し込みのあったテレビゲーム機材利用申請について、以下のとおり承諾します。

利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用目的	☐ 体験会の開催 ☐ 体験会の開催補助（手伝い） ☐ その他（ ）
利用場所	
利用機材	☐ ゲーム機本体（Nintendo Switch） ☐ 「Nintendo Switch Sports」ソフト ☐ 「太鼓の達人」ソフト・専用の太鼓セット
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
留意事項	○テレビゲーム機材を利用する際は、交流サポーターが必ず立ち会い、利用者の安全を確保するとともに、適切に利用・管理できる方を交流サポーター含めて2名以上配置してください。 ○使用前、使用後は、機材がそろっているか、正常に動作するか必ず点検してください。 ○故意又は過失により機材等を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償していただきます。注意して使用してください。 ○返却する際は、開催報告書（様式第4号）を提出してください。

様式第3号

テレビゲーム機材利用不承諾通知書

年 月 日

様

磐田市健康福祉部 ○○課長

年 月 日付けで申し込みのあったテレビゲーム機材利用申請について、下記の理由で承諾できませんので、その旨通知します。

記

不承諾の理由

様式第 4 号

テレビゲーム機材利用報告書

年 月 日

磐田市健康福祉部 福祉政策課長 様

申込者
住 所
連絡先

テレビゲーム機材利用について、以下のとおり報告します。

利用日	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用者数	人
利用機材	☐ ゲーム機本体 (Nintendo Switch) ☐ 「Nintendo Switch Sports」ソフト ☐ 「太鼓の達人」ソフト・専用の太鼓セット
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
破損等の有無	☐ 有り (内容:) ☐ 無し
機材の購入予定 (利用団体の意向)	☐ 既に購入した ☐ 今後、購入する予定 ☐ 購入する予定はない (未定)
機材の購入予定 (サポーターの意向)	☐ 既に購入した ☐ 今後、購入する予定 ☐ 購入する予定はない (未定)